

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>社会福祉法第93条の規定により、県は都道府県福祉人材センターとして岐阜県社会福祉協議会（岐阜県福祉人材総合支援センター）（以下「センター」という。）を指定している。指定先に求められる要件は以下のとおり。</p> <p>○関係団体と連携しつつ、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としていること</p> <p>○次の社会福祉法第94条に定める業務を適正かつ確実に実施できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業等に関する啓発活動 ・社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究 ・社会福祉事業等の経営者に対する相談、援助 ・社会福祉事業等従事者等への研修 ・社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡 ・社会福祉事業等に従事しようとする者に対する無料職業紹介 ・社会福祉事業等に従事しようとする者に対する情報提供、相談等の就業援助 ・社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務等 <p>なお、高齢福祉課及び障害福祉課が行う事業も、社会福祉法第94条に規定する事業であり、福祉全般の人材育成・確保対策をより効率的かつ効果的に実施するためには、センターで総合的に行うことが適切であることから一括契約とする。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>都道府県福祉人材センターは、社会福祉法第93条の規定により社会福祉事業等従事者の確保を目的して設立された社会福祉法人を、都道府県に1個に限り指定できる機関であり、県においては平成5年7月に社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を指定している。</p> <p>同協議会は、これまで公共職業安定所や福祉事業所などの関係団体と連携して、同法第94条に規定する都道府県福祉人材センターの業務を適正かつ確実に行っている。</p> <p>よって、これらの事業が実施可能なのは、同協議会以外にはない。</p>